



栃木県公報

平成29年
10月12日(木)
号外
第46号

目次

規則

- 栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の廃止…………… 1

規 則

栃木県規則第三十九号

栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十九年十月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則

栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和四十八年栃木県規則第十号）は廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(税務課)